政策・制度解説コーナー②

労働CSRの隆盛といくつかの 疑問点に対して

金属労協政策局部長/浅井茂利

まで提案してきた「CSR推進にまで提案してきた「CSR推進における労働組合の役割に関する提言」が、問題提起をしてきたということがいえるかもしれない。とりわけ、「労働分野も」というよりは、むしろ労働分野こそ、CSRの中心的課題であること、そして労働分野のなかでも、ILでもの基本8条約に示された4つの中核的労働基準、すなわち団結権・結社の自由、強制労働の不使用、差別の撤権・結社の自由、強制労働の不使用、差別の撤

日かしながら一方で、労働CSRに対して、いくつかの疑問点も指摘されるようになっている。今後ますます労働CSRの重要性が増していくなかで、こうした疑問点について議論していくことは重要なことであり、本稿がそれに寄与できれば幸いである。

疑 問 1

いのか?力の保護主義ではな労働CSRはアメリ

新興工業国や発展途上国に対し

理解が広まりつつある。

るということについても、急速に廃こそが、CSRの核心部分であ

○WTOのルールに中核的労働基準の遵守を義務づけ中核的労働基準の遵守を義務づけ、コストを引き上げ、 税障壁を設け、コストを引き上げ、 ではないか、という指摘がある。 これは、

準を盛り込むというソーシャル・ クローズ(社会条項)の考え方は、 クローズ(社会条項)の考え方は、 クローズ(社会条項)の考え方は、 の有力な国際労働規格SA800 のを運営しているアメリカの民間 組織 S A ー (Social Accountability International) の活動には、アメリカの連邦予算

確かに、ソーシャル・クローズ 確かに、ソーシャル・クローズ できる方の発端としては、人権の の考え方の発端としては、人権の の部分だけでなく、当初は、本音 として保護主義的な側面があった ことは否定できないかもしれな ことは否定できないかもしれな でがらこそ、日本政府もアジ アの国々の代表として反対してい

そして何より重要なことは、新興 賛成しているという事実である。 一辺倒ではなくなってきている。 発展途上国の労働組合が

も外需依存ではない、 労使交渉で賃金・労働条件決定が 展途上国が労使対等の原則の下 る。重要なのは、中核的労働基準 となかろうと、もはや無意味であ の当初の意図が保護主義であろう 長過程に入っていくことが可能に 始めて、新興工業国、発展途上国 るということである。そうなって 正に勤労者に配分されるようにな できるようになり、成長成果が適 の確立によって、新興工業国、 合が歓迎している以上、アメリカ 新興工業国や発展途上国の労働組 自立的な成

ば、 とも短期的にはコスト高、 働基準の確立は、先進国からすれ になるような施策である。自国の る必要がある。すなわち中核的労 も含まれるということにも留意す なく、アメリカ系など多国籍企業 ーゲットは、現地資本企業だけで また、中核的労働基準確立のタ わざわざ自国の企業が少なく

であった。

保護主義とは呼べないのではない 企業が不利になるような行動を

はないといえるだろう。 業の参加が困難であれば、保護主 新興工業国、発展途上国の多くの 況では、そもそも保護主義の効果 義と言っていえないことはない る。新興工業国、発展途上国の企 企業が、参加する状況になってい 拠点に限らず、現地資本も含めて にしても、多国籍企業の海外事業 ンパクトにしても、SA8000 さらに、国連のグローバル・コ 雪崩を打って参加している状

労使関係のあり方は、アメリカ

質・生産性の向上が目的とのこと 労働者のコミュニケーションの改 予算やフォード財団の資金が注ぎ けたことがある。マネージャーと において、会長のアリス・T・マ 筆者はニューヨークのSA-本部 どで活発な活動を展開している。 込まれており、中国やベトナムな Aーには、確かにアメリカの連邦 ーリン氏から直接レクチュアを受 SA8000を運営しているS それによるリスク回避と品

問 2

日本が主導権を握 きではないか? て国際規格を作るべ

がある。 格を作ったらどうか、という意見 ア諸国の理解を得て、 日本独自の規格、 あるいはアジ 日本発の規

そして韓国でも、シンガポールで SRが注目されるようになって以 そうした場合、こと労働CSRと ろう。とりわけ企業別組合という 特殊性は際立っているといえるだ 徴があって同一ではないとはいう でも、ドイツでも、フランスでも、 て何らかの関与をすべく検討を進 産業省も内閣府も、CSRに対し とは考えにくい。日本においてC CSR規格が国際的に認知される いう点でいえば、日本が発信する を得られているとは言いがたい。 仕組みは、日本以外の国々で理解 めてきたが、どれも成果をあげて ものの、やはり日本の労使関係の 環境省も厚生労働省も、経済 マレーシアでも、それぞれ特

> 性確保である。団結権・結社の自 はないか。グローバル化、市場経 バル・スタンダードといえるので を超越した本当の意味でのグロー 関与が成功するとは考えにくい。 ては、CSRはあくまで企業の自 由があってこそ、はじめて勤労者 でいえば、まず第一に労使の対等 の対等性の確保であり、労働市場 済化が進むなかで、市場経済を暴 特殊性とか、経済の発展段階とか 心である中核的労働基準は、国の かはともかく、少なくとも政府の 主的な活動であり、 に最も重要なことは、市場参加者 合理性の支配する世界とするため 力の支配する世界ではなく、経済 ある労働CSR、なかでもその核 企業の自主性に委ねられるかどう は反対の立場であるが、すべてが いるとは言いがたい。経営側とし そもそもCSRの中心的分野で 「交渉上の地歩」を確保し、 政府の関与に

労働、そして差別労働も、そうし 使対等で賃金・労働条件決定をす ることができる。強制労働、 た状況があれば労使対等を構築す 児童

ることはできない。中核的労働基

国のメンタリティーとしては、 ず、尊重し、促進し、実現する義 段階による差異を重くみるところ たところであることもまた否定で 取り組んでいく必要がある。日本 労働基準を満たしていない場合に けでなく、各国の国内法が中核的 国政府がその義務を負っているだ 中核的労働基準については、 の基本8条約に規定された4つの の発展段階とかによって、左右さ させるために必須の要件でもあ もに市場経済を公正・有効に機能 れぞれの国の特殊性や経済の発展 きない。どちらかといえば、 てきているが、ようやく緒に着い でもこうした認識は徐々に広まっ たすように行動するよう、労使が 政労使三者構成の機関であり、 務を負うことになった。ILOは O加盟国はその批准の如何を問わ 〇新宣言で、これによってーLO に示したのが、1998年の11 れるものではない。これを具体的 ることは間違いないが、それとと 企業がILO基本8条約を満 従って、国の特殊性とか経済 わが

aために必須の要件でもあとでもないだろう。 |場経済を公正・有効に機能は困難であるし、また好ましいこは間違いないが、それととR規格が、国際的な理解を得るの勤労者の基本的な人権であがあり、そうしたわが国発のCS

疑問3

を発揮しているが、を発揮しているが、を発揮しているが、民間するにあたり、民間するのか?

るようだ をしているのか、 の資格があって、そのような活動 織である。こうした民間組織は何 ているものの、 めているISOも、政府が参加し 営しているのはSA-という民間 年発行に向けて精力的に作業を進 責任) 規格26000の2010 も民間組織である。SR(社会的 組織であり、CSR報告書のモデ (Global Reporting Initiative) 国際労働規格SA8000を運 を提供しているGRI 基本的には民間組 という反発があ

しれない。

しかしながら、そんな

かかることは間違いないが、自ずていれば、成案を得るのに時間が

と信頼感も高まってくるのではな

単で安価だが、世の中には信頼さ どのように判断するかである。簡 る企業も、なかには出てくるかも れないような組織の認証を取得す これも所詮は利用する民間企業が 批判もあるようだ。しかしながら、 に流れれば信頼性が保てないとの かって中小企業には不公平だと るが、これに対しても、費用がか か、答えは自ずと明らかであろう。 が世の中に信頼されているかどう 社会保険庁とトヨタでは、どちら されているかということである。 機関か民間組織かではなく、そう 決してならない。重要なのは公的 なければならないということには ある。公的機関の示した考え方で は、民間企業が判断すべきことで どのような考え方を参考にするか SRという活動を行うのに際し 正当性がない、というのはいささ 正当性があるが、民間組織ならば した機関がどれだけ世の中に信頼 か古い発想である。 民間組織が認証を行う場合があ しかしながら、公的な機関なら 逆に企業が簡単で安価な認証 民間企業がC

ぞれの立場を尊重するやり方をし にも力を入れている。しかも多数 進めており、発展途上国の代表の 代表が400名も参加して議論を ばコストとして負担するほかはな する組織)の博士号と同じことで る場合には、合意形成をしないと ちなみに-50では、26000 をしようとする企業はどこでもあ あるいは中小企業だけが負担する という指摘も、必要なことであれ なるだけである。中小企業に不利 世間では通用せず、費用の無駄に (金銭で学位と称するものを授与 いうことである。そのようなそれ 決ではなく、あくまでも反対があ 参加を促すための資金のやり繰り の策定作業にあたり、 あって、有利不利の問題ではない。 まねくかかってくるコスト負担で い。少なくとも日本企業だけが 認証を取得してもディプロマミル わけではない。グローバルに活動 (研究機関など)の6つの立場の 政府、 労働、 NGO、その他 消費者、産

疑問点に対して 労働CSRの隆盛といくつかの ^{政策・制度解説コーナー②}

ない。 業の母国のナショナル・コンタク 多国籍企業がとった場合、その国 制力に欠けていることは否定でき 関係を結ぶ覚書にサインしたこと う指摘もある。しかしながら、 なってしまうのではないか、とい うになっており、 のナショナルセンターが多国籍企 企業ガイドラインに反する行動を とはできても、実際問題として強 であった。ILOは勧告を行うこ ったことは、 業を行うにあたり、 る。ISOが26000の策定作 に働きかけていけばよいことであ しそうであれば、 〇のめざすところと違ったものに く理解しておらず、 LOのこれまでの積み重ねをよ CSRを推進する民間組織は、 ポイントに問題提起できるよ またOECDでは、 ILOとの間で協力 これは非常に画 ILOが積極的 まず最初に行 CSRはIL 多国籍 も

> 手段はないのではないか。 手段はないのではないか。 手段はないのではないか。 手段はないのではないか。 手段はないのではないということになっているので、これもーしとになっているので、これもーしかが働いたである。CSRを通じて、カ不足である。CSRを通じて、中核の圧力によって、中核的労働を準を確立する以外に今のところ期的な制度ではあるが、OECD期的な制度ではあるが、OECD

か。

疑問 4

でしまえば、その児童の境遇がさやめさせる場合、そのまま放置した業で児童が働いていて、それを

の問題である。

れてきたが、少なくとも解決の方

すでに決着ずみ

この指摘は、

以前から繰り返さ

をえば、企業がその児童の代わりに をえば、企業がその児童の生活を をえば、企業がその児童の生活を をえいうことである。奨学金を をいうことである。奨学金を を払うというのもひとつの手段で あるし、あるいは、父母や兄姉に あるし、あるいは、父母や兄姉に

まとめ

どのような関係となっていくのか ことは間違いない。 点で、 範 成したEICC(電子業界行動規 0 は定かではないが、 00とこれら既存の行動規範とが れている―SO26000はひと ることは事実であろう。そうした ってどう対応すべきかに迷いがあ つのターニング・ポイントとなる 動規範は数多く存在し、 国連のグロ をはじめ、CSRに関する行 SAIの推進するSA800 2010年に発行が予定さ ・BMやHP、デルなどが作 バ ル・ 今のうちから 1SO260 コンパク 企業にと

が求められるところであろう。
ことは決して無駄にはならない。
ことは決して無駄にはならない。

《 国連「グローバル・コンパクト」が推進する企業行動 》

原則 5 児童労働を実効的に廃止する。

- ●国内労働法や規則の最低年齢に関する規定を順守し、国内法が十分でない場合は、国際基準を考慮に入れる。
- ●採用手続きにおける年齢の証明については、適切かつ証明できる手段を利用する。
- ●法律上の就労年齢に達していない子どもを職場で発見した場合、ただちにその仕事を止めさせ、同時に子どもとその家族のための適切なサービスと実行可能な代替作業を提供する。
- ●児童労働をなくするために下請け人、サプライヤー、その他の企業の子会社に影響力を行使する。
- ●児童労働を発見するための手段を開発し、実施する。
- ●成人労働者に安定した雇用および適正な賃金と労働条件を提供し、彼らがその子どもたちを働かせる必要をなくする。